

# 青森県報

第三千百九十号

平成二十二年  
一月二十五日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 生活保護法による施術者の指定……………(同) ……二

### 公 告

- 行政書士試験の合格者……………(総務学事課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域(県民局)) ……三
- 右 同……………(同) ……三

## 告 示

青森県告示第三十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
鳴海医院	弘前市大字清水四丁目八の六	平成二〇・四・一
土井皮膚科医院	八戸市大字岩泉町四の二	二〇・一〇・一
鳴海外科医院	三沢市幸町一丁目二の一五	二〇・二・一〇
ささき歯科医院	五所川原市字田町一八一の七	二〇・一〇・一
中央内科クリニック	むつ市中央二丁目五の五	二〇・七・三
渡部胃腸科内科	北津軽郡板柳町大字福野田字実田七二の一三	二〇・二・七

青森県告示第三十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
ソレイユ歯科医院	弘前市大字新町一六二の三	平成二〇・一〇・三
杉山歯科クリニック	弘前市大字泉野二丁目一八の六	二〇・二・一
鳴海外科医院	三沢市幸町一丁目二の一五	二〇・一〇・三
中央内科クリニック	むつ市中央二丁目五の五	二〇・八・一
渡部胃腸科内科	北津軽郡板柳町大字福野田字実田七二の一三	二〇・一〇・三
かわむら内科クリニック	三戸郡南部町大字苫米地字町中二二	二〇・九・一
いちい薬局鶴田町店	北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原五五の二五	二〇・一〇・一
つるた調剤薬局中央店	北津軽郡鶴田町大字強巻字押上一の五	二〇・二・一
菜の花クリニック	上北郡横浜町字三保野一四五の一	"

青森県告示第三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

和田 静子	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
	訪問看護ステーション「和」	下北郡東通村大字白糠字家ノ上四三の四	下北郡東通村大字白糠字家ノ上四三の四	平成二・九・三	

青森県告示第三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

黒滝 義孝	氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	年 指 月 日 定
	鈴木 恵	北津軽郡鶴田町大字横范字松倉四の三	青い森整骨院	五所川原市字下り枝八	平成二・八・二四

鎌田 龍栄	八戸市大字新井の二	見城接骨院	八戸市大字新井の二	三・九・三〇
藤本 高志	青森市松原二丁目九の一	青い森整骨院	青森市松原二丁目九の一	三・八・二六
成田 拡彰	五所川原市大字野目字川崎の一	青い森整骨院	五所川原市大字野目字川崎の一	三・八・二四
西山 里志	八戸市大字河原の二	もみの木整骨院	八戸市石堂二丁目三〇の六	三・九・一

公 告

行政書士試験の合格者

平成二十一年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりであるので、青森県行政書士法施行細則（昭和五十年六月青森県規則第三十四号）第二条の規定により公告する。

平成二十二年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

〇三二〇〇〇一	受験番号
〇三二〇〇〇二	
〇三二〇〇〇三	
〇三二〇〇〇四	
〇三二〇〇〇五	
〇三二〇〇〇六	
〇三二〇〇〇七	
〇三二〇〇〇八	
〇三二〇〇〇九	
〇三二〇〇一〇	
〇三二〇〇一一	
〇三二〇〇一二	
〇三二〇〇一三	
〇三二〇〇一四	
〇三二〇〇一五	

〇三二〇一六六
〇三二〇一八〇
〇三二〇一九二
〇三二〇一九九
〇三二〇二二四
〇三二〇二二六
〇三二〇二三五
〇三二〇二五四
〇三二〇二六五
〇三二〇二八八
〇三二〇二八九
〇三二〇三二六

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社田村工業
- 二 代表者の氏名 田村 勝夫
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字久栗坂字浜田八九六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第七一五五号
- 五 取消年月日 平成二十一年十二月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十一年六月五日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社田村工業
- 二 代表者の氏名 田村 勝夫
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字久栗坂字浜田八九六
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一八）第七一五五号
- 五 取消年月日 平成二十一年十二月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築、大工工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十一年六月五日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭